

○三田市自転車等の駐車秩序に関する条例

平成元年4月1日
条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所における自転車等の駐車秩序の確立に関し必要な事項を定めることにより、良好な環境の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 道路、公園、広場その他公共の用に供する場所をいう。
- (2) 自転車等 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車(3輪以上で箱型のものを除く。)及び同項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (3) 自転車駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- (4) 放置 自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに当該自転車等を移動させることができない状態にあることをいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、公共の場所における自転車等の駐車秩序の確立について必要な施策の実施に努めるものとする。

(自転車等の利用者の責務)

第4条 自転車等の利用者は、自転車駐車場以外の場所に自転車等を放置することのないように努めるとともに、市長が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(自転車の所有者の責務)

第5条 自転車の所有者は、当該自転車に住所及び氏名を明記するとともに、防犯登録(自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第12条第3項の防犯登録をいう。以下同じ。)を受けるように務めなければならない。

(平12条例2・一部改正)

(自転車小売業者の責務)

第6条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、防犯登録の勧奨に努めなければならない。

(鉄道事業者の責務)

第7条 鉄道事業者及び路線バス事業者(以下「鉄道事業者等」という。)は、旅客の利便に供するため、自ら自転車駐車場の設置に努めなければならない。

2 鉄道事業者等は、市長が自転車駐車場を設置しようとするときは、その用地の提供等に努めるとともに市長の実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(放置禁止区域の指定)

第8条 市長は、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、自転車駐車場が整備されている地域内の公共の場所を自転車等放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、放置禁止区域を指定したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

(放置禁止区域の指定の解除等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。

2 前項の規定による放置禁止区域の指定の解除又はその区域の変更については、前条第2項の規定を準用する。

(自転車等の放置の禁止)

第10条 自転車等の利用者は、放置禁止区域内に、規則で定める場合のほか、自転車等を放置してはならない。

(放置禁止区域内の放置自転車等に対する措置)

第11条 市長は、放置禁止区域内において放置された自転車等をあらかじめ定めた場所に移動し、保管することができる。

(放置禁止区域外の放置自転車等に対する措置)

第12条 市長は、放置禁止区域外の公共の場所においても、良好な環境を確保するため必要があると認めるときは、放置自転車等に当該自転車等の利用者が自ら撤去すべき旨の警告札等を取り付ける

ことができる。

- 2 市長は、前項に規定する措置を講じた後、なお放置されている自転車等については、あらかじめ定めた場所に移動し、保管することができる。
- 3 市長は、緊急やむを得ないと認めるときは、第1項の規定にかかわらず、同項の措置を経ないで前項の措置を講じることができる。

(保管した自転車等の措置)

第13条 市長は、前2条の規定により自転車等を保管した場合は、規則で定める事項を告示するとともに、当該自転車等をその所有者又は利用者(以下「所有者等」という。)に返還するため必要な措置を講じるものとする。

- 2 市長は、保管した自転車等の所有者等が確認できるものについては、当該自転車等の所有者に対し、速やかに引き取るよう通知するものとする。
- 3 市長は、前2項に規定する措置を講じた後、所有者等が確認できない自転車等又は所有者等が引き取らない自転車等について、第1項の告示の日から起算して1月を経過した後、処分することができる。

(費用の徴収)

第14条 市長は、第11条、第12条第2項及び第3項の規定により自転車等を移動したときは、これらに要する費用を当該自転車等の所有者等から徴収することができる。

- 2 前項の規定により徴収する費用の額は、原動機付自転車1台につき6,500円、自転車1台につき3,500円とする。

(平12条例2・平19条例49・令7条例48・一部改正)

(関係機関との協議等)

第15条 市長は、第1条の目的を達成するため、関係機関と協議し、又は関係機関に要請することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

付 則

この条例は、平成元年7月1日から施行する。ただし、第2条及び第8条の規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成19年条例第49号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三田市自転車等の駐車秩序に関する条例第14条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の自転車等の移動に要し徴収する費用について適用し、同日前の自転車等の移動に要し徴収する費用については、なお従前の例による。

付 則(令和7年条例第48号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三田市自転車等の駐車秩序に関する条例第14条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の自転車等の移動に要し徴収する費用について適用し、同日前の自転車等の移動に要し徴収する費用については、なお従前の例による。